

事後評価シート

県土整備部

| 番号 | 事業名 箇所名 | 市町村名 | 事業概要 | 事業期間 | | | 事業費 (百万円) | 対象 理由 | 担当課 |
|----|--------------------------------------|------|--------------------------|------|------------|-----|--------------|----------|-------|
| | | | | 着手 | ※ 1 再評価 | 完成 | | | |
| 2 | 道路事業 飯野松山都城線 梅北工区 (都城志布志道路) | 都城市 | L=2.5km W=7.0m(12.0m) | H23 | H27 | H29 | 6,200 | ① | 道路建設課 |

事後評価の結果 ※2

【事業の目的】

九州縦貫自動車道宮崎線都城ICと志布志港及び東九州自動車道を結ぶ広域交通ネットワークの形成を図り、経済・防災・医療対策機能の強化を目的とし、南九州圏域の経済発展に寄与する都城志布志道路の一区間として整備したものである。

【事業効果の発現状況】

都城IC～志布志港間の所要時間が短縮され（将来は約32分短縮）、安定的な製品の出荷・搬送が可能となり地域産業の活性化に寄与している。また、都城IC周辺では、更なる企業進出が期待されることから、新たな工業団地の造成が進められている。

【事業による環境の変化や環境保全】

切土箇所や盛土箇所には法面緑化を実施しており、環境への影響は低減されている。

【施設の維持管理状況】

適切に維持管理され、道路管理上の問題はない。
 (維持管理状況)
 H27交通センサス：10,730台/日
 道路巡視（基準）：5,000台/日以上区間→1週間5日以上

【今後の事業評価の必要性】

当該区間の整備により、走行性の向上及び安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、更なる事後評価の必要性はない。

【改善措置の必要性】

当該区間の整備により、走行性の向上及び安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、今後の改善措置の必要性はない。

【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】

特になし。

| 総合評価 | 特記事項 |
|-------------|-------|
| 事業効果が認められる。 | 特になし。 |

(対象理由)

- ①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業
- ②再度、事後評価の必要があると判断した事業

- ※ 1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。
- ※ 2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。